

医療ステイ利用までの流れについて

ご利用の前に必ず
ご確認ください

1. 利用申し込み（申請者⇒ケアマネジャー⇒区）

- 新規申請の場合「千代田区指定病院医療ステイ利用支援申請書（裏表）」、「診療情報提供書」、「看護情報提供書」を全て同時に区の在宅支援課へ提出して下さい。（郵送可。）
- 申し込み期間：原則、利用開始希望日より2か月前から3週間前までとなりますが、緊急のご利用を希望される場合は区にご相談下さい。
- 以下の方は「診療情報提供書」と「看護情報提供書」をご利用希望日の2週間前までに提出をお願いします。
 - ① 継続利用の方
 - ② 希望する病院に対して3か月以内に利用のあった方
 - ③ 身体の状態等に変わりがない方
- ケアマネジャーが診療情報提供書や看護情報提供書を訪問診療医・看護師に作成を依頼します。

2. 申請書類審査・受理（区⇒病院）

- ・在宅支援課で申請書類を受理した後、書類の審査を行い、第一希望の病院宛に申請書類を送ります。
※第一希望の病院が受け入れ困難な場合は順次、希望病院へ申請書類を送付します。

3. 入院の決定連絡（病院⇒区⇒ケアマネジャー）

- ・入院可否は、病院から区への「医療ステイ利用確認書」の通知をもって決定となります。（連絡時期は空きベッドの状況により、1週間前～2日前になる場合もあります。）
- ・区は病院からの確認書を受けて、それをケアマネジャー宛てにFAXします。
- ・申請者には、各病院から電話または文書で入院決定の連絡が入ります。
- ・入院に際しての時間や必要物品、注意事項等については、病院からの入院前連絡にてご確認ください。不明点は直接、病院へご確認ください。

★留意事項

- ・ひと月の最大利用日数、一回の利用での最長利用日数は、「7日間」までとなります。なお、7日間を分割して利用することも可能です。
- ・「医療ステイ」は、協定病院の空ベッドを提供いただくことを前提としたサービスであることから、受入れの最終的な可否は、病室の空き状況によります。病院のやむを得ない事情により、お約束していた入院をお断りする場合がございます。
- ・日程の変更や、都合によりキャンセルする場合は、早急に連絡願います。
- ・各病院によって対応できる医療行為が異なる部分がありますので、予めご了承ください。

（参考）◆実施できること：経管栄養管理、留置カテーテル管理、酸素投与、インシュリン注射、ストマ管理、吸引、中心静脈栄養、気管切開後の管理、褥瘡処置
◆実施できないこと：胃ろうチューブ交換、気切カニューレ交換、留置カテーテル交換
◆病院によって実施可能（応相談）：人工透析、人工呼吸器管理、リハビリ、ワクチン等

※褥瘡への対策（看護方法、使用用具、持込みの可否など）は、病院により異なります。ご不明な点がある場合は、病院にご相談ください。

- 医療ステイ利用に際しては、本人の体調が安定していることが前提のため、**治療行為を目的とした利用はお受けできません。**そのため、体調の変化等により医療的な対応が必要となった場合は、「医療ステイ」利用から一般の「入院」となります。一般の「入院」対応となった時点で、差額ベッド代は自己負担となります。
- 医療ステイ先の病院は、急性期治療を中心に行う病院のため、**ご自宅で受けている同等のサービス・対応など、特別なご要望にはお応えできかねます。**
- 医療ステイ利用に際しては、病院の医師、看護師、職員等の指示に従っていただきます。従っていない場合は、受け入れをお断りする場合がございますのでご注意ください。
- 医療ステイ利用にあたって、本申請書及び医療ステイ利用に必要な情報を、医療ステイ指定病院に提示することを、ご了承願います。なお、これらの目的以外には、一切使用いたしません。